

労働環境の改善行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組み、また、職員の労働環境の向上を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員及び、育児のための、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年4月～ 規約規定について職員への周知

目標2：産休・育休のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和3年4月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：年次有給休暇（「年5日の有給休暇の取得」が義務化）の取得日数向上を推進すると共に、現行の指定休（14日）の取得励行を管理する。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
指定休暇の取得状況を把握する。